

おくやみ手続き窓口取扱業務Q & A

手続き名	水道料金等福祉減免廃止届
------	--------------

Q：どの様な場合に届出が必要ですか。

A：福祉減免により水道料金等の基本料金の減免を受けられている世帯で、減免の対象者がお亡くなりになられた場合、届出が必要です。

Q：必ず届出をしないといけませんか。

A：届出がない場合、上下水道局で水道料金等の福祉減免を取り消す場合があります。減免の対象者がお亡くなりなられた場合は、届出をお願いします。なお、減免の廃止は電話でも受付しています。変更（廃止）日は、減免資格が変更（廃止）となった日です。

また、引き続き水道を使用し、使用者が変更になる場合は、名義変更の手続きをお願いします。その際に、引き続き水道料金等の福祉減免の資格がある場合は、再申請が必要となります。

※ 転居等により水道等を使用されない場合は、必ず閉栓の届出をお願いします。閉栓のお届けが無い場合は、水道を使用していなくても基本料金が発生します。

問い合わせ先	お客さまセンター（枚方市上下水道局 1階） 電話：072-848-5518（直通）
--------	--